

# 令和 年度 市民税・県民税申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

現住所							
1月1日現在の住所	現住所と異なる場合は記入してください。						
フリガナ		電話番号					
氏名		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和
個人番号			年	月	日		
代理人氏名		続柄	電話番号				

◆確定申告した(予定含む)上場株式等の収入及び所得

		収入金額	所得金額	住民税の源泉徴収税額
上場株式等の の配当等	総合課税分	円	円	円
	分離課税分	円	円	円
上場株式等の譲渡等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		円	円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。

(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

- ・上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の収入及び所得において、  
複数の特定口座の配当・譲渡が含まれていますか  はい  いいえ
- ・源泉徴収ありの特定口座外の上場株式等の譲渡等を確定申告しましたか (予定含む)  はい  いいえ
- ・未公開株式に係る配当等を確定申告しましたか (予定含む)  はい  いいえ

◆申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の収入及び所得について、住民税では申告いたしません。
- 2 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の収入及び所得について、住民税では下記の収入及び所得といたします。

		収入金額	所得金額	住民税の源泉徴収税額
上場株式等の の配当等	総合課税分	円	円	円
	分離課税分	円	円	円
上場株式等の譲渡等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		円	円	円

◀ 2 を選択した場合のみ ▶

- ・住民税の申告において、複数の特定口座の配当・譲渡が含まれていますか  はい  いいえ  
(裏面あり)

この申告書は、原則として、該当年度の申告期限（3月15日）までに提出する必要があります。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。また、提出の際は次の書類と一緒に提出してください。

【収入関係書類】

既に所得税の確定申告書を提出している方	まだ所得税の確定申告書を提出していない方
・ 所得税の確定申告書の控えの写し（一式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式等の配当等に関する書類の写し※1 （上場株式等の配当等がある方のみ）</li> <li>・ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し※2 （上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）</li> </ul>

※1…「上場株式等の配当等に関する書類」とは、上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、特定口座年間取引報告書などをいいます。

※2…「上場株式等の譲渡所得等に関する書類」とは、特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書などをいいます。

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等以外の所得及び所得控除等については、所得税の確定申告書と同一の内容を記載した市民税・県民税申告書が提出されたものとして取り扱います。

<留意事項>

- ・ 確定申告期限（3月15日）後に確定申告書を提出し、納税通知書の送達前までに「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書」を提出された場合、当初の通知発送にその内容が反映されない場合があります。その場合、改めて申告書の内容を反映した変更通知書をお送りしますので、ご了承ください。
- ・ 市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
- ・ 上場株式等に係る譲渡所得等について、源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座）及び一般口座での取引に係る所得については、申告不要とすることはできません。
- ・ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と市民税・県民税における控除額に差異が生じる場合があります。